

General Steps Routines(G.S.R.)レベルテスト受験者規約

第1条（本規約の適用範囲）

1 本規約は、公益社団法人日本ストリートダンス教育研究所（以下、本規約において本法人とする）の **General Steps Routines** レベルテスト（以下、本規約において本テストとする）受験者等、本テストに関わる全ての者に適用されます。

第2条（基本方針）

- 1 本法人は、本テストの手續及び運営について、本規約に定めるところにより、公正かつ厳正に実施します。
- 2 本テストを受験しようとする者は、本規約に同意した上で受験手續をとるものとします。

第3条（公示方法）

- 1 本法人は、本テストの実施にかかる、実施日、受験料、実施会場等については、本法人のホームページ上に掲載する方法により公示するものとします。
- 2 本法人は、前項の公示方法に加えて、チラシ・ポスター等の広告宣伝物による公示を行うことができるものとします。

第4条（受験手續）

- 1 本テストを受験しようとする者は、本法人の定める申込受付期間内に、本法人の定める申込書類に必要事項を記載の上、本法人公認の **G.S.R.**認定スタジオ（以下、本規約において認定スタジオとする）に提出し、かつ、所定の手続き及び方法により、受験料を支払うものとします。
- 2 前項について、本法人は、本テストを受験しようとする者が、本法人の指示に従わない場合、又は本規約に同意しない場合は、いかなる理由があろうと、受験申込を受け付けません。

第5条（受験票）

- 1 本法人は、前条所定の手続が完了したことを確認した後、受験票を交付します。

第6条（書類の返還）

- 1 本法人は、本テスト受験のために提出された申込書類等の書類を返還しません。

第7条（受験上の遵守事項）

- 1 本テスト受験者は、指定された持参すべき物を持参して、本法人の定める開始時刻までに受験会場の指定された部屋に入室し、受付を済ませるものとします。
- 2 受験者が次の各号に掲げる行為を行った場合、本テストを受験することはできません。
 - ①本テスト開始時刻までに前項の受付を済ませない場合。
 - ②本テストの監督を行う者の承認を得ずに前項の部屋から退出した場合。
- 3 前項第1号について、本法人の役員、職員及び本テストの監督を行う者の判断により受験が認められた場合は、この限りではありません。
- 4 本テスト受験者は、本規約及び受験上の注意等、並びに本法人の役員、職員及び本テストの監督を行う者の指示を厳守するものとします。

第8条（不正行為等）

- 1 本テスト受験者が次の各号に掲げる行為を行った場合、これを不正行為とみなし、当該受験者は、受験資格を失うものとします。
 - ①物音を立てたり、声を出す等、他の受験者の受験を妨害する行為を行った場合
 - ②氏名等を偽って受験した場合
 - ③本テスト実施中に、電子機器等で録音、録画を行った場合
 - ④その他、本テストの進行を妨げる行為、他の受験者に迷惑をかける行為、又は本テスト受験者としてふさわしくない行為を行った場合
- 2 本法人は、前項各号に掲げる不正行為を繰り返す者、又は今後も繰り返す蓋然性があると判断した者につき、以降の受験申込又は受験を受け付けないことがあります。

第9条（受験料の返還）

- 1 本テスト受験者が一旦払い込んだ受験料は、いかなる理由があろうとも返還せず、次回以降の本テストの受験料として繰り越さないものとします。

第10条（個人情報）

- 1 本法人は、本テストに関する個人情報について、個人情報保護法及び関係諸法令並びに本法人が別に定める規定等に従って、適切に取り扱います。

第11条（裁判管轄）

- 1 本テストを受験しようとする者は、本規約に関する一切の訴訟につき、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意した上で、受験手続を開始するものとします。

附則

第1条（改廃権限）

- 1 本規約の改廃権限は、本法人に帰属します。

第2条（施行）

- 2 本規約は、2013年12月1日から施行します。